

令和5年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧

合計91件（予算議案33件・条例議案16件・一般議案14件・道路議案2件・人事議案26件）

《予算議案》

議案第1号～議案第16号

（内容）

- ・ 令和4年度さいたま市一般会計補正予算 1件
- ・ 令和4年度さいたま市特別会計補正予算 12件
- ・ 令和4年度さいたま市水道事業会計補正予算 1件
- ・ 令和4年度さいたま市病院事業会計補正予算 1件
- ・ 令和4年度さいたま市下水道事業会計補正予算 1件

議案第17号～議案第33号

（内容）

- ・ 令和5年度さいたま市一般会計予算 1件
- ・ 令和5年度さいたま市特別会計予算 13件
- ・ 令和5年度さいたま市水道事業会計予算 1件
- ・ 令和5年度さいたま市病院事業会計予算 1件
- ・ 令和5年度さいたま市下水道事業会計予算 1件

《条例議案》

議案第34号 さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局総務部総務課）

多様化及び高度化する市民ニーズに対応した保健や福祉に関する施策を推進するに当たり、組織体制を強化する必要があるため、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 保健衛生局及び福祉局の設置
 - ・ 市長の権限に属する事務を分掌させるため、局相当の組織として保健衛生局及び福祉局を設置するもの。
- 2 分掌事務
 - (1) 保健衛生局に次の事務を分掌させることとするもの。
 - ア 地域保健に関すること。
 - イ 地域医療に関すること。
 - (2) 福祉局に次の事務を分掌させることとするもの。
 - ア 地域福祉に関すること。
 - イ 高齢者福祉に関すること。
 - ウ 障害者福祉に関すること。
 - エ 社会保障に関すること。

（施行期日） 令和5年4月1日

議案第35号 さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部食肉衛生検査所)

と畜場法施行規則の一部改正に伴い、と畜検査に衛生管理計画の検査等が追加されたことにより事務量が増加したため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 手数料の改定

事務の種類		現行	改定後
獣畜のとさつ又は解体の検査	生後1年以上の牛又は馬	1頭につき 700円	1頭につき 730円
	生後1年未満の牛又は馬	1頭につき 300円	1頭につき 340円
	豚、めん羊又は山羊	1頭につき 300円	1頭につき 340円

(施行期日) 令和5年4月1日

議案第36号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 手数料の新設

- (1) 住宅等に設ける給湯設備の機械室等について、容積率に関する認定制度が創設されることにより、当該認定の審査に係る手数料を新設するもの。
- (2) 第一種低層住居専用地域等内や高度地区内において、屋根の断熱改修や屋上への再生可能エネルギー利用設備の設置工事等を行う建築物について、高さ制限を超えることが可能となる許可制度が創設されることにより、当該許可の審査に係る手数料を新設するもの。

2 規定の整備

- ・ 条例で引用している建築基準法の条項の整備を行うもの。

(施行期日) 令和5年4月1日 (2の一部については、公布の日)

議案第37号 さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局予防部査察指導課)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い、液化石油ガス関係事務の一部の権限が移譲されるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 手数料の新設

事務の種類	手数料の額
液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	1件につき 31,000円
液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1通につき 630円
液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務	1回につき 460円
保安機関の認定の申請に対する審査	34,000円と6,900円に保安業

	務区分の数を乗じて得た額との合計額
保安機関の認定の更新の申請に対する審査	14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査	20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査 契約一般消費者等の数が	
(1) 1,000戸未満の場合	55,000円
(2) 1,000戸以上10,000戸未満の場合	80,000円
(3) 10,000戸以上の場合	98,000円
貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査	21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
設置の許可を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設を除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
位置等の変更の許可を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設を除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

(施行期日) 令和5年4月1日

議案第38号 さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育課教職員人事課)

35人学級の実施によって小学校の学級数が増加したこと等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 教職員定数の改正

現行	改正後	増員数
6,064人	6,435人	371人

(施行期日) 令和5年4月1日

議案第39号 さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育課健康教育課)

学校給食費を市の予算に計上し、管理すること（公会計化）に伴い、学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 学校給食の実施

- ・ さいたま市立学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を除く。）において、学校給食を実施することとするもの。

2 学校給食費の徴収及び納付

- ・ 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収することとし、その額及び納付の期限は規則で定めることとするもの。

3 学校給食費の減免

- ・ 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができることとするもの。

(施行期日) 令和6年4月1日

議案第40号 さいたま市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局生涯学習部博物館)

博物館法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 設置に関する規定から博物館法の条項を削除するとともに、その他規定の整備を行うもの。

(施行期日) 令和5年4月1日

議案第41号 さいたま市年輪荘条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課)

老人福祉施設さいたま市年輪荘の老人デイサービスセンターの用途を転換し、養護老人ホームの施設として有効活用を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 老人デイサービスセンターに係る事業の廃止
- ・ 老人デイサービスセンターに係る規定を削るもの。

(施行期日) 令和5年4月1日

議案第42号 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部保育課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例のほか5条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 安全の確保に関する計画の策定等の義務化

- ・ 児童福祉施設等は、利用者の安全の確保を図るため、設備の安全点検、従業者の研修及び訓練等についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないこと等とするもの。

2 自動車による送迎に当たっての安全管理の徹底

- (1) 児童福祉施設等は、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならないこととするもの。
- (2) 児童福祉施設等は、利用者の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置を備え、利用者の降

車の際は、これを用いて所在の確認を行わなければならないこととするもの。

3 他の社会福祉施設を併設している場合における職員等の基準の見直し

- ・ 児童福祉施設等における保育等に支障が生じない場合に限り、保育等に直接従事する職員についても併設する他の社会福祉施設との兼務を可能とすること等とするもの。

4 業務継続に向けた取組の強化

- ・ 児童福祉施設等は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練の実施等に努めなくてはならないこととするもの。

5 懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除

- ・ 児童福祉法が改正され、同法において、児童福祉施設の長に対する児童の人格を尊重する義務及び体罰等の禁止が規定されたため、規定を削るもの。

(施行期日) 令和5年4月1日(5については、公布の日)

議案第43号 さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部保育課)

中規模修繕に伴う仮設園舎への移転、中規模修繕の完了に伴う仮設園舎から新園舎(従前の場所)への移転及び保育園の統合をするため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 位置の改正

		移転理由	移転前位置	移転後位置
(1)	さいたま市立領家保育園	中規模修繕に伴う仮設園舎への移転のため	領家7丁目14番16号	領家7丁目2番30号
(2)	さいたま市立針ヶ谷保育園	中規模修繕の完了に伴う仮設園舎から新園舎(従前の場所)への移転のため	領家7丁目2番30号	針ヶ谷1丁目4番3号
(3)	さいたま市立東大成保育園		盆栽町453番地	東大成町2丁目103番地

2 さいたま市立与野本町保育園及びさいたま市立下落合団地保育園の統合

- (1) さいたま市立与野本町保育園に係る規定を削るもの。
- (2) さいたま市立下落合団地保育園の名称を「さいたま市立下落合保育園」に改めるとともに、位置を「下落合3丁目8番2号」から「上落合1丁目5番3号」に、定員を「80人」から「90人」に改めるもの。

3 さいたま市立鈴谷西保育園及びさいたま市立鈴谷東保育園の統合

- (1) さいたま市立鈴谷西保育園に係る規定を削るもの。
- (2) さいたま市立鈴谷東保育園の名称を「さいたま市立鈴谷保育園」に改めるとともに、定員を「80人」から「110人」に改めるもの。

(施行期日) 1(1)については令和5年6月19日、1(2)については同年3月20日、1(3)については同年5月29日、2(1)については同年6月26日、2(2)については同月12日等、3については同年4月1日

議案第44号 さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

国の動向及び出産に係る経済的負担の状況を踏まえ、出産育児一時金の額を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 出産育児一時金の支給額の改正
- ・ 被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金の額（産科医療補償制度の掛金相当額を加算する前の額）を、40万8,000円から48万8,000円に改正するもの。

(施行期日) 令和5年4月1日

議案第45号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

国民健康保険税の税率の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 税率の改定

- ・ 国民健康保険税の税率について次のとおり改めるもの。

			改正前	改正後
基礎課税額	税率	所得割額	7.26%	7.01%
		均等割額	30,900円	32,800円
後期高齢者支援金等課税額	税率	所得割額	2.42%	2.60%
		均等割額	9,900円	10,800円
介護納付金課税額	税率	所得割額	2.17%	2.24%
		均等割額	10,900円	12,000円

2 均等割額の軽減額の見直し

- (1) 世帯の所得に応じた国民健康保険税の均等割額の軽減額について次のとおり改めるもの。

		軽減額	
		改正前	改正後
基礎課税額	7割軽減世帯	21,630円	22,960円
	5割軽減世帯	15,450円	16,400円
	2割軽減世帯	6,180円	6,560円
後期高齢者支援金等課税額	7割軽減世帯	6,930円	7,560円
	5割軽減世帯	4,950円	5,400円
	2割軽減世帯	1,980円	2,160円
介護納付金課税額	7割軽減世帯	7,630円	8,400円
	5割軽減世帯	5,450円	6,000円
	2割軽減世帯	2,180円	2,400円

- (2) 納税義務者の世帯に属する未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の軽減額について次のとおり改めるもの。

		軽減額	
		改正前	改正後
基礎課税額	7割軽減世帯	4,635円	4,920円
	5割軽減世帯	7,725円	8,200円
	2割軽減世帯	12,360円	13,120円
	軽減なし世帯	15,450円	16,400円

後期高齢者支援金等課税額	7割軽減世帯	1,485円	1,620円
	5割軽減世帯	2,475円	2,700円
	2割軽減世帯	3,960円	4,320円
	軽減なし世帯	4,950円	5,400円

(施行期日) 令和5年4月1日

議案第46号 さいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

博物館法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - ・ 条例で引用している博物館法の条項を整備するもの。

(施行期日) 令和5年4月1日

議案第47号 さいたま市自転車のまちづくり推進条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課)

道路交通法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 乗車用ヘルメットの着用の努力義務に係る規定の削除
- ・ 道路交通法により、全ての自転車の運転者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めることとされたため、高齢者の乗車用ヘルメットの着用の努力義務に係る規定を削るもの。

(施行期日) 令和5年4月1日

議案第48号 さいたま市市営住宅条例及びさいたま市市民住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部住宅政策課)

入居者によって組織された自治会等において行われている共益費の徴収や管理等が入居者の大きな負担となっている状況を踏まえ、入居者の負担軽減を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 共益費の徴収の対象となる市営住宅の拡大
 - ・ 借上げに係る公営住宅に限り徴収することができることと規定しているものを、全ての市営住宅で必要に応じ、徴収することができるよう改めるもの。
- 2 市民住宅に係る共益費の徴収規定の創設
 - (1) 市長は、必要に応じ共益費を徴収することができることとするもの。
 - (2) 共益費の額について、毎年度、市民住宅の状況により、市長が定めることとするもの。
 - (3) 共益費の納付期間、期限、日割計算等について、家賃の納付の規定を準用することとするもの。
- 3 市民住宅の明渡しの請求
 - ・ 家賃と同様に共益費を3月以上滞納したときも明渡しを請求できることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第49号 さいたま市給水条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・水道局業務部給水工事課)

民法の一部改正により、水道水等の継続的給付を受けるための設備の設置権等が規定されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 給水装置の支分引用の承諾に係る規定の適用除外
- ・ 他の者が所有する給水装置を使用しなければ水道水の継続的供給を受けることができない者が、改正後の民法第213条の2第1項の規定により給水装置を他の者の給水装置から支分して設置しようとする場合は、給水装置の所有者等の承諾を要しないこととするもの。

(施行期日) 令和5年4月1日

《一般議案》

議案第50号 さいたま市立岩槻本町保育園新園舎建設（建築）工事請負契約について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部保育課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市立岩槻本町保育園新園舎建設（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
3億2,887万8,000円
- 4 契約の相手方
中島建工株式会社

議案第51号 さいたま市立尾間木小学校（25-1、-2・38棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について

(所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市立尾間木小学校（25-1、-2・38棟）リフレッシュ改修（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
5億4,890万円
- 4 契約の相手方
三ツ和・山一特定共同企業体

議案第52号 さいたま市立大宮北小学校（1-1、-2・2・18棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

（内容）

- 1 契約の目的
さいたま市立大宮北小学校（1-1、-2・2・18棟）リフレッシュ改修（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
6億590万4,200円
- 4 契約の相手方
佐伯工務店・佐伯リフォーム特定共同企業体

議案第53号 さいたま市立大宮北小学校（1-1、-2・2・18棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事請負契約について

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

（内容）

- 1 契約の目的
さいたま市立大宮北小学校（1-1、-2・2・18棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
3億896万3,600円
- 4 契約の相手方
茂田・ハギワラ特定共同企業体

議案第54号 さいたま市立針ヶ谷小学校（17・19・27・28・29棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

（内容）

- 1 契約の目的
さいたま市立針ヶ谷小学校（17・19・27・28・29棟）リフレッシュ改修（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
4億1,390万8,000円
- 4 契約の相手方
中島・サンエイ特定共同企業体

議案第55号 さいたま市立与野西中学校（1・4・11・13・15・20棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

（内容）

- 1 契約の目的
さいたま市立与野西中学校（1・4・11・13・15・20棟）リフレッシュ改修（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
8億64万7,100円
- 4 契約の相手方
共栄・ハイシマ特定共同企業体

議案第56号 さいたま市立与野西中学校（1・4・11・13・15・20棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事請負契約について

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

（内容）

- 1 契約の目的
さいたま市立与野西中学校（1・4・11・13・15・20棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
3億5,027万800円
- 4 契約の相手方
深井・タカセ特定共同企業体

議案第57号 議決事項の一部変更について（大宮区役所旧庁舎等解体工事請負契約）

（所管課所・市民局区政推進部）

令和3年9月議会において議決を得た大宮区役所旧庁舎等解体工事請負契約について、工事の進捗に伴い、地中障害物等が発見され、工法の変更等を要することとなったため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
佐伯・ユードィケー・カタヤマ特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	12億340万円
変更後	14億1,724万円

議案第58号 議決事項の一部変更について（さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）建設工事請負契約）

（所管課所・環境局施設部環境施設整備課）

令和2年2月議会において議決を得たさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）建設工事請負契約について、工事の進捗に伴い、土壌から土壌汚染対策法の基準値を超える特定有害物質が検出され、汚染土としての処理費用が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
タクマ・西松特定建設工事共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	401億3,900万円
変更後	404億6,185万円

議案第59号 議決事項の一部変更について（道場三室線2工区（仮称）西堀日向トンネル築造工事請負契約）

（所管課所・建設局土木部道路計画課）

令和元年9月議会において議決を得た道場三室線2工区（仮称）西堀日向トンネル築造工事請負契約（令和3年12月（11月繰上げ）及び令和4年12月（11月繰上げ）議会において議決を得て一部変更）の一部変更について、産業廃棄物の対象となる掘削土が想定した量を下回り、処分費及び運搬費を抑えられたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
三井住友建設・斎藤工業・伊田テクノス特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	37億2,671万2,000円
変更後	36億9,221万6,000円

議案第60号 議決事項の一部変更について（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の跨道橋（前原橋）撤去工事委託契約）

（所管課所・建設局土木部道路計画課）

令和3年6月議会において議決を得た高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の跨道橋（前原橋）撤去工事委託契約について、積算と実勢価格とのかい離により、契約の相手方が発注する工事の入札が成立しなかったため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
東日本高速道路株式会社関東支社

2 変更内容

	契約金額
変更前	5億1,489万32円
変更後	9億954万2,147円

議案第61号 議決事項の一部変更について（さいたま市立三橋小学校第3校舎・給食室棟改築（建築）工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

令和3年12月（11月繰上げ）議会において議決を得たさいたま市立三橋小学校第3校舎・給食室棟改築（建築）工事請負契約について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
佐伯・ユードイケー・山崎特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	9億2,124万5,600円
変更後	9億7,545万3,600円

議案第62号 議決事項の一部変更について（さいたま市立三橋小学校第3校舎・給食室棟改築（機械設備）工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

令和3年12月（11月繰上げ）議会において議決を得たさいたま市立三橋小学校第3校舎・給食室棟改築（機械設備）工事請負契約について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
サイエイ・埼玉ヤマト特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億3,353万1,000円
変更後	3億5,878万7,000円

議案第63号 包括外部監査契約について

（所管課所・総務局総務部総務課）

包括外部監査契約を締結するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の目的
包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期
令和5年4月3日
- 3 契約金額
1,700万円を上限とする額

4 契約の相手方

小松 聡

《道路議案》

議案第64号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	0 路線
開 発	1 路線
合 計	1 路線

議案第65号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	1 路線
開 発	1 路線
合 計	2 路線

《人事議案》

議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
堀口 泰之	再任

議案第67号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
柴 真理子	新任

議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
新井山 靖	新任

議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
武笠 正男	再任

議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
小野 睦男	新任

議案第71号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
浅子 幹夫	再任

議案第72号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
石井 栄寿	再任

議案第73号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
井原 勇司	再任

議案第74号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
小泉 孝行	再任

議案第75号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
小林 勝一	再任

議案第76号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
関根 光一	再任

議案第77号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
中山 幸光	再任

議案第78号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
西形 知行	再任

議案第79号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
西澤 初男	再任

議案第80号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
本田 敏一	再任

議案第81号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
横山 敏夫	再任

議案第82号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
榎本 浩樹	新任

議案第83号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
大野 史織	新任

議案第 8 4 号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
小川 忠男	新任

議案第 8 5 号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
金子 達弥	新任

議案第 8 6 号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
清水 孝洋	新任

議案第 8 7 号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
清水 友清	新任

議案第 8 8 号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
菅間 茂久	新任

議案第 8 9 号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
富田 優	新任

議案第 9 0 号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
長島 一博	新任

議案第91号 農業委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

農業委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
中村 隆治	新任